

### ポイント解説③

## 中核機関設置に向けた各段階での家裁との連携について

中核機関の設置に向けて体制を整備していく際には、成年後見制度の運用を担っている家庭裁判所との連携が必要不可欠です。もっとも、市町村の多くは、今まで家庭裁判所と接点を持っておらず、家庭裁判所とどのように連携していいのかわからないといった声もよく聞かれるところです。

家庭裁判所との連携のタイミングや方法、話し合う事項等については、各地域の実情によって異なってくるとは思いますが、前述した中核機関設置に向けたプロセスにおけるステップごとに、家裁との連携の在り方について1つの考え方を示したいと思います。

#### 【ステップ1 規範と意識化の段階】

→ 各地域の家庭裁判所の担当窓口・職員の把握

この段階では、まだ自治体内部での検討準備段階であり、家庭裁判所との具体的な連携といった課題は出てこない段階かと思われませんが、法令や関係文書等の収集や都道府県の動向の把握を行うとともに、家庭裁判所の担当窓口・職員を把握し、今後の具体的な連携に向けてスムーズな関係を構築しておくことは有益です。

家庭裁判所の担当窓口は、各家庭裁判所（本庁）の総務課に問い合わせることで把握することができます。窓口を把握した上で、担当職員と顔合わせの場を持つなどして、お互いに顔の見える関係を構築しておくことが望ましいように思われます。

#### 【ステップ2 整備のイメージづくり】

→ ニーズ調査に向けた協力・連携（申立件数や利用者数等）

この段階では、自治体における課題を把握するためにニーズや社会資源の調査を行うことが考えられますが、ニーズ調査において、家庭裁判所への申立件数や制度利用者数といった統計が必要であれば、これらの統計は家庭裁判所が持っていますので、家庭裁判所に対して情報提供を依頼することが考えられます。各地の家庭裁判所はこのような統計データの提供依頼に対してはできる限り積極的に対応しているとのことですが、持ち合わせていないデータもありますし、また、提供までに期間を要することもあります。依頼する自治体としては、単に統計データを求めるだけでなく、行おうとしているニーズ調査の全体像を示しながら、その依頼している統計がどのように活用されるのかといった点も含めて家庭裁判所に説明し、理解を得ることができれば、仮に統計がなくても、別の統計等の提供を受けられたり、一般的な傾向について説明を受けたりすることができると思われる。早い段階で、市町村が自らの意図や考え方を家庭裁判所に伝えておくことは、円滑な協力関係を築いていくために有意義であり、中核機関の設置に向けて更にステップを進めていく際にも役立ちます。また、都道府県として、統一的な統計データを市町村に対して提供依頼することを家庭裁判所（本庁）に行うことも有効といえます。

#### 【ステップ3・4 具体的な推進方策検討・推進方策確定・周知】

→ マッチングや後見人支援に関する具体的なイメージの共有

実際に中核機関の設置に向けて検討を始める段階になれば、中核機関に期待される機

能を具体的にどのように立ち上げ、充実させていくのかについての検討が不可欠です。特に、後見人候補者の推薦（マッチング）と後見人選任後の後見人支援については、家庭裁判所とその具体的な事務についてイメージを共有することが必要です。

まず、マッチングについては、中核機関が後見人候補者を推薦しても、家庭裁判所がその候補者を選任しない事態が続けば、候補者を推薦する意味がなくなってしまいます。そのような事態を避けるためには、家庭裁判所がどのような点を考慮して後見人を選任しているのかについて考え方を共有しておくことが大切です。家庭裁判所との間で考え方が共有できれば、例えば、親族後見人だけでは不安がある案件では、専門職の後見人または後見監督人を併せて選任できるような形で推薦するなど、色々な工夫ができるように思われます。このようなイメージの共有を図っても、個々の事案において、その本人にどのような人を後見人を選任するのかについて、家庭裁判所と考え方に違いが出てくることもあるかもしれませんが、立ち上がっていれば協議会を活用し、相互に考え方や実情を知り、経験を重ねることで、より実践的なイメージの共有・連携につながっていくのではないかと思います。

後見人支援事務については、現在、家庭裁判所に後見人からの相談が多く寄せられていることからすると、その具体的な事務のイメージを持つためには、家庭裁判所から、どのような相談が寄せられているのかといった点についての情報提供を受けて、実情を把握することが有益ではないかと思われます。多くの家庭裁判所には、後見人から、書類の書き方が分からないといったものから、「本人を在宅で介護するか施設入所の方向で手続を進めるのか迷っている」といったものや、「本人が欲しがっている商品を買ってもいいか」といった相談も寄せられているようです。各地域において、家庭裁判所に寄せられている相談内容等を把握して、どのような支援のニーズがあるのかを把握することは、中核機関の陣容を考える上でも、また、関係機関や専門職団体との連携の在り方を考える上でも、有益であろうと思われます。

中核機関が設置され、協議会が機能すれば、家庭裁判所も専門職団体等とともに関係機関の1つとして、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた各地域での課題等について、意見交換していくことになると考えられます。最終的には連携して課題に取り組んでいくことになるのですから、自治体内部だけで検討して推進体制を確立するのではなく、早い段階で家庭裁判所と顔を合わせ、率直な意見交換ができる関係性を築いて、必要な意見交換を重ねた上で体制の整備をしていくことが、中核機関を機能させるための成功のカギといえるかもしれません。

もっとも、小規模の市町村では、単独で中核機関を設置することが難しいところもあると思われ、また、家庭裁判所も全市町村との間で個別に意見交換等を行うことは物理的に難しいものと思われ、近隣の市町村や都道府県とも連携し、都道府県の助力を仰ぎつつ、近隣の市町村と共同で打合せの場を設けるなど、より効率的な方法で家庭裁判所との連携を進めていくことも検討する必要があります。